

## 別紙6 (争点に対する本件行訴被告らの主張) 目次

	第7部 争点に対する被告行訴被告らの主張.....	631
	第1章 本件行訴部分の本案前の争点(争点1) .....	631
	第1節 第1次請求(作為の給付請求) .....	631
5	第2節 第2次請求(確認請求) .....	633
	第3節 第3次請求(不作為の給付請求) .....	633
	第2章 被ばく健康影響に関する当事者の主張(本件行訴部分の本案及び本件国 賠部分の本案に共通する基礎事情に関する主張) .....	633
	第1節 低線量被ばく .....	633
10	第2節 内部被ばく .....	633
	第3節 福島県県民健康調査.....	634
	第3章 本件行訴部分の本案の争点(争点2) .....	634
	第4章 本件国賠部分の本案前の争点(争点3) .....	634
	第5章 本件国賠部分の本案の争点(争点4) .....	634
15		
	第7部 争点に対する被告行訴被告らの主張	
	第1章 本件行訴部分の本案前の争点(争点1)	
	第1節 第1次請求(作為の給付請求)	
	第1 請求の特定性	
20	1 「地域」の範囲が特定されていない	
	(1) 別紙図面(1)~(3)によっても、安全な地域とそれ以外の地域の境界線を 特定することは不可能である。また、学校施設から半径1km といつて も、起点(中心)が定まらなければその範囲を特定することもできない。	
	(2) 0.3mSv/年を超える地点がない地域といつても、1年間ありとあ らゆる地点の放射線量を測定することなど現実的には不可能である。	
25		

## 2 「教育」の内容が特定されていない

本件行訴原告らは、第1次請求及び第2次請求において求めている「教育」は、学校教育を念頭に置いているが、学校教育を受けるための通学、予習・復習・宿題のための家庭での勉強も含まれると主張しており、本件

5 行訴被告らが実施すべき「教育」の内容が不明確・不特定である。

## 第2 被告の選択を誤っていること

第1次請求を実現するためには、学校施設のみならず、学区内の生活環境や本件行訴原告らの自宅の環境整備もしなければならないが、そのような措置を本件行訴被告らに求めるのは、被告の選択自体を誤っている。

## 10 第3 実現不可能な請求であること

本件行訴原告らは、他施設利用、分校等の措置をとることによって、第1次請求の内容を実現することは可能であるというが、義務教育に当たっては、受益者平等の理念を考慮しなければならず、財源の裏付けも必要である。第1次請求は、社会通念上実現が可能な請求であるとはいえない。

## 15 第4 訴えの利益がないこと

1 訴訟手続によらなくても、本件行訴原告らが自ら安全な地域と考える場所に転居するなり当該地域内の学校に区域外通学するなりすれば、本件行訴原告らの目的は達成できるから、第1次請求には訴えの利益がない。

2 本件行訴原告らを安全な地域で教育するための具体的な方法（分校の設置、他施設の利用、その他の方法の選択、場所の選択等。更には原告らも示すように寄宿舎の準備、教職員の労働条件の整備）は、学校設置者である本件行訴被告らの広範な裁量に委ねられ、仮に請求が認容されたとしても一義的な教育上の措置をとる義務が発生するわけではなく、本件紛争の解決に資するところはないから、第1次請求には訴えの利益がない。

## 25 第5 固有必要的共同訴訟であること（被告郡山市及び被告田村市）

第1次請求は、本件行訴原告らのみが処分し得るものではなく、合一確

定の必要性に加えて生徒全員に対する手続保障が必要であり、本件行訴原告らが現に通学する学校に在籍する生徒全員が原告にならないとなければならない固有必要的共同訴訟である（第2、第3次請求についても共通）。

## 第2節 第2次請求（確認請求）

5 第2次請求は、給付請求である第1次請求を確認の訴えの形式にしたものであるところ、第1次請求は、前記（第1節）のとおり、請求として特定されておらず、実現が不可能なものであるから、そのような請求権の確認を求める第2次請求は、方法選択の適切性、対象選択の適切性、即時確定の必要性のいずれの観点からしても、確認の利益がないというべきである。

## 10 第3節 第3次請求（不作為の給付請求）

### 第1 請求の特定性

第3次請求がいかなる実定法上の権利（民事上的人格権か公法上の何らかの権利なのか）に基づいているのかが不明確であるから、そもそも訴訟物が特定されていないというべきである。

### 15 第2 訴えの利益

第3次請求は、本件行訴被告らにおいて、本件行訴原告らが現に通学する学校に登校した場合にその登校を拒否すべきことを求めているとも解し得るが、そのような行為は、本件行訴原告らに対する権利侵害行為であるから、第3次請求は、訴えとしての適切性がなく、ひいては訴えの利益がない。

## 20 第2章 被ばく健康影響に関する当事者の主張（本件行訴部分の本案及び本件国賠部分の本案に共通する基礎事情に関する主張）

### 第1節 低線量被ばく

本件行訴部分に関係する限度で本件国賠被告らの主張を援用する。

### 第2節 内部被ばく

25 本件行訴部分に関係する限度で本件国賠被告らの主張を援用する。

## 第3節 福島県県民健康調査

本件行訴部分に係る限度で本件国賠被告らの主張を援用する。

## 第3章 本件行訴部分の本案の争点（争点2）

5 本件行訴原告らが本件行訴部分において求めている内容の実現は、他施設利用や分校等の措置をとるかどうかも含めて本件行訴被告らの裁量判断に委ねられている上に、財源の裏付けや受益者の平等という観点も踏まえなければならぬことに鑑みると、本件行訴被告らは、本件国賠原告らに対する関係で、具体的で一義的な措置を講じるべき義務を負っているものではない。

10 また、本件行訴原告らが通学している学校における被ばく線量の値は、本件行訴原告らが基準とする数値を大きく超えるような状況にあるとはいえ、本件国賠原告らの健康にリスクのある状況にあるとはいえないし、そのような数値を基準として直ちに本件行訴原告らの具体的権利を導くこともできない。

その他、本件行訴被告らは、本件行訴部分の本案に係る限度で、本件国賠部分における本件国賠被告らの主張を援用する。

## 15 第4章 本件国賠部分の本案前の争点（争点3）

（本件行訴被告らとの関係では争点でない。）

## 第5章 本件国賠部分の本案の争点（争点4）

（本件行訴被告らとの関係では争点でない。）

以上